

7 生徒心得について

1 本校の教育方針に基づく生徒指導の重点

(1) 基本的観点

- ① 端正な服装と規律ある生活を厳守する。
- ② 明るい挨拶と正しい言葉づかいを心掛ける。
- ③ 高い品性と自律性を身につけて、社会規範を確立する。

(2) 実践項目（日常生活）

- ① すべてに「本気」で取り組む真剣さを心の柱とする。
- ② 他人に迷惑をかけない生活をする。
- ③ 「はい」という素直さ、「ありがとう」という感謝、「すみません」という謙虚な心を身につける。

2 生徒心得

兵庫県立三木北高校生は、各人の良識ある判断に基づいて行動し、「志を立て、自ら学び、己を律する、未来を共に生きる」という教育方針のもと、よき校風の樹立に向け、一人一人が努めなければならない。そこに個性豊かな人が育つ。

(1) 服 装

本校生としての自覚と誇りと品位を保つため、服装は質素、清潔、端正なものにする。流行に流され、華美にならないように努める。

(2) 礼 儀

互いに人格を尊重し、敬愛の念をもって人に接し、自らの人間性を高める。

- ① 本校の職員に対してはもちろん、来客に対しても、挨拶や会釈をする。
- ② 生徒相互間においても、進んで挨拶をする。
- ③ 校外においても、職員や面識のある人々には挨拶や会釈をする。
- ④ 言葉づかいと生活行動は人格の表れである。高校生らしい品位を保持する。

(3) 交 友

良い友は一生の宝である。相互に教養を高め、切磋琢磨して友情と信頼を深める。

- ① 親しい中に礼節を保ち、信義を重視する。
- ② 異性との交際は、明るく健全で世間から非難されることのない節度ある行動をとる。

(4) 校内生活

学校生活のすべては、学業の達成と心身の陶冶のために活用すべき観点から、次の諸点に注意して日常生活を送る。

- ① 8時30分までに登校し、授業を受ける態勢を整える。
- ② 集合は常に敏速かつ静粛に行う。
- ③ 始業時から終業時まで、許可なく外出しない。

- ④ 昼食は所定の時間、場所でするようにする。
- ⑤ 上履き、下履きを区別し、校舎内は常に清潔にする。
- ⑥ 施設、器具等は大切に使い、落書き、破損や紛失したときは原則として弁償する。
- ⑦ 学校生活に不必要なもの、高価なものは持ちこまない。貴重品の保管は各自が責任を持つ。所持品には必ず記名し、紛失や拾得の場合はすぐ担任か係の教員に届ける。
- ⑧ 部活動で使用する部屋は常に清潔を旨とし、常に整理整頓し部活動以外には使用しない。
- ⑨ 学校生活に必要な情報を得るために、毎日、掲示板の内容を確認する。また、校内放送は静かに聴く。
- ⑩ 清掃当番は責任をもって担当区域の清掃を行い、終了後は必ず清掃監督に報告する。

(5) 登下校

- ① 欠席、遅刻、早退等の場合は事前に保護者から担任に電話連絡をする。
- ② 登下校は常に交通規則を厳守し、事故防止に努める。
- ③ 下校時刻は午後6時とする（但し、11月から1月までは午後5時）。残留する場合は顧問か係の教員が付き添って実施する。
- ④ 通学途中の飲食店、喫茶店、遊技場への出入りや、歩きながらの飲食等、品位を傷つけるような行動は厳に慎む。
- ⑤ 登下校の途中で事故に遭ったり、身に危険を感じたりした時はすぐに警察と学校へ連絡する。
- ⑥ 自転車通学は別途「自転車通学に関する規定」（P. 9～10）を参照。

(6) 校外生活

常に高校生としての品位を保持し、謙虚で良識ある行動をとるようにする。

- ① 外出時は生徒証を携行し、保護者に行き先、用件、帰宅時間等を明確にする。
- ② 風紀上好ましくない場所や、未成年の立入禁止場所への立ち寄りはない。また、飲酒（ノンアルコール類含む）、喫煙（電子タバコを含む）、その他公序良俗に反することはしない。
- ③ 友人宅をみだりに訪問することは控える。
- ④ 外出は遅くとも午後9時までとし、夜間外出は控える。
- ⑤ アルバイトは原則として禁止する。やむを得ない理由のある場合は学校に届け出て、承認を得る（なお、年末年始の郵便事業については別扱いとする）。
- ⑥ 旅行等は必ず保護者の同意を得て、学校に届け出、許可を得て安全に実施する。
- ⑦ 原付自転車、自動二輪、自動車の運転免許証を取得したり、運転したりすることは禁止する（三ない運動の徹底）。なお、未成年者の運転する車への同乗も禁止する。

(7) 休日登校

休日は原則として登校しない。ただし、部活動・クラスの活動等で登校する場合は、顧問か係の教員が付き添って実施する。

(8) 諸手続および提出先

願や届を必要とするもの（次表参照）。

願が出て、場合によっては承認、許可しないこともある。

各種届願等	提出先
① 公認欠席届	担任→（教務部）
② 忌引き届	担任→（教務部）
③ 定期考査欠席届	担任→（教務部）
④ 学校感染症届	担任→（生徒指導・保健部）
⑤ 登校証明書（学校感染症）	担任→（生徒指導・保健部）
⑥ 紛失届	生徒指導・保健部
⑦ 破損届	担任→（事務室）
⑧ 生徒住所（名前）変更届	担任→（事務室）
⑨ 保証人（保護者）住所（名前）変更届	担任→（総務部）
⑩ 旅行等許可願（学割発行願）	担任→（事務室）
⑪ 自転車通学許可願	担任→（生徒指導・保健部）
⑫ アルバイト承認願	担任→（生徒指導・保健部）
⑬ 掲示・放送・集会・印刷物の配布等の許可願	生徒指導・保健部
⑭ その他	担当部署

3 服装頭髪等規定

服装頭髪等は、高校生としての品位を保ち、端正・質素を旨とする。故意の汚損、変形や無用の装飾をしない。

(1) 男子服装・頭髪等について

① 冬 服

上下とも内側に「標準型学生服」マークがあるものとし、左襟に学年章、右襟に校章をつける。ボタンは校章入り。制服の下には白無地で左胸ポケットに学年色の校章をプリントしたカッターシャツを着用する。セーター等を着用する場合は華美でないものとする。

② 夏 服

白無地長袖または半袖カッターシャツの左胸ポケットに学年色の校章をプリントしたものを着用する。シャツの裾はズボンの中に入れる。制服の下には白色・無地のシャツを着用する。

③ 頭 髪

- ・高校生らしく端正に保ち技巧をこらさない。
- ・前髪は目に掛からない、襟足は襟の下端に触れない。
- ・パーマ、染色、脱色、変形などの技巧（ツブロック、モヒカン等）をこらさない。また、ピン留めは認めない。

④ ベ ル ト

色は黒、紺、茶とし、装飾のついたものやバックルの大きなものは禁止する。

(2) 女子服装・頭髪等について

① 制 服

- ・冬服、夏服とも本校所定のもので、ロゴが学年色で刺繍されたものを着用する。
- ・制服の下には白・黒・紺・グレー・ベージュ色で無地のシャツを着用する。シャツの裾はス

カートの中に入れる。

- ・靴下は本校所定のものとする。
- ・本校指定のカーディガンを制服の上に着用してもよい（着用可能期間は冬服着用期間および移行期間とする）。

② ストッキング

ストッキングの色は、ベージュ色、または黒色で無地とする。

③ 頭 髪

- ・高校生らしく清楚なものとする。 ・前髪は目に掛からない。
- ・パーマ、カール、染色、脱色などの技巧をこらさない。
- ・髪留めのゴム、ピンは華美でないものとする。

(3) 男女共通

- ① 装飾品（ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス、ブレスレット等）は禁止する。なお、ピアスの穴は指導の対象とする。
- ② 化粧は禁止する（過度の眉ぞり、眉描き等を含む）。
- ③ 防寒具（コート、ジャンパー、マフラー、手袋）は華美でないものとする。また、コート、ジャンパーについては、事前に学年生徒指導係の許可を得る。防寒具の着用可能期間は冬服着用期間とする）。
- ④ 雨衣はレインコートを使用してもよい。
- ⑤ 制服（上下）内側に本校所定の校章入りネーム布を貼りつける。
- ⑥ 靴は黒の短靴、または、体育時の運動靴（色は白を基調としたもの。デッキシューズ、ハイカット等は不可）とする。
- ⑦ カバンの形状は自由とする。但し、学習用具等を収納・保管するに相応しいカバンとする。従って、ポシェット、紙袋の類は不可とする。
- ⑧ 制服の着用期間について
 - i 冬服の着用期間は10月1日より5月31日までとする。
 - ii 夏服の着用期間は6月1日より9月30日までとする。
 - iii 服装の更衣については、移行期間を設定する。

(4) 携帯電話等（スマートフォン等の通信機器を含む）の持ち込みについて

- ① 携帯電話等（スマートフォン等の通信機器を含む）の校内（学校敷地内）での使用を禁止する。校内では端末の電源を切り、各自で袋（口の閉まるもので、中身が見えず、外から操作できないもの）に収納し、カバンの中で保管する。
- ② 登下校途中での携帯電話等の使用については、保護者等への連絡など、やむを得ない場合に限り認めるが、常に公共のルール・マナーに反することがないようにする。

4 自転車通学に関する規定

- ① 自転車は標準型を使用する。
 - ※ マウンテンバイクもベル・荷台・ライトなどの条件を満たす場合は許可が可能。
 - ※ ベル・ライト・ブレーキ・反射板（反射テープ）・カギ・かご等が適正であること。
- ② カバンなど重い物は後部荷台に紐等でくくるようにする。
- ③ 次の自転車は許可しない。

ハンドルの形がドロップ式、セミドロップ式、イーグル型などの変形ハンドルのもの。
- ④ 自転車は所定の場所に置き、必ず施錠する。
- ⑤ 交通ルール・マナーを遵守する（P10を参照）。

〈自転車登録について〉

- ① 4/5（火）に自転車通学許可願（とじこみ⑥）を担任へ提出する。
- ② 条件を満たす自転車を入学期までに準備（点検・整備）しておく。
- ③ 入学後、点検日に登録料として自転車通学許可証（ステッカー）代200円を納める。
- ④ 自転車通学許可証（ステッカー）は見えやすいように自転車後部の指示された箇所に貼る。

〈自転車を安全に乗るために〉

高校生の自転車乗車中の交通事故は登下校の時間帯に多発しています。本校もその例外ではありません。単なる経験や勘に頼るのではなく自転車に関係した法規を理解し、「すこしぐらいなら・・・」とか「他の人がやっているから・・・」とかいった安易な気持ちはつつしみ安全な乗り方を身につけなければなりません。そのため以下にあげることを必ず守って下さい。また、ご家庭におかれましても、下記に留意して日頃より安全運転についてのご指導をよろしくお願い致します。

- ① 道路の左側を通行する。
- ② 自転車道が設けられている場合はその自転車道を通行する。
- ③ 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道は車道側を通行できる。ただし、歩行者の通行を妨げてはならない。
- ④ 2台以上並んで走ったり、二人乗りをしたりしてはいけない。
- ⑤ 傘を差しながら、携帯電話やスマートフォン等を使用しながらの運転はしてはいけない。
- ⑥ スピード競争や手放し走行・片手運転をしない。
- ⑦ 交差点では車両用の信号機に従う。但し、「歩行者・自転車専用」または「自転車専用」の標識が設置してある信号機がある場合は、それに従わなければならない。
- ⑧ 信号機のない交差点での右折は、早めに右折の合図をして道路の左端に寄って徐行しながら交差点の向こう側まで進む。そして直角に右折する。
- ⑨ 信号機のある交差点での右折は、青信号に従って、交差点の向こう側まで進み、その地点で止まって、向きを変え、右折する方向の信号が青になってから進む。自動車のよう一気に右折してはいけない。
- ⑩ 自転車横断帯がある所では、その横断帯を横断する。
- ⑪ 「交差点進入禁止」の表示がある所は、その表示に従って交差点に入らず、歩道に入ってから通行する。
- ⑫ 一時停止の標識があるところでは必ず一時停止をする。また、左右の見通しの悪い交差点や曲がり角付近を通行する場合は徐行し安全を確かめてから進む。
- ⑬ 緊急自動車が近づいたときは、道路の左端に寄って進路を譲る。
- ⑭ 夜間は必ず点灯し、後部に反射鏡または反射テープを貼り付ける。
- ⑮ 自転車は常に点検整備し、整備不良車には乗らない。
- ⑯ 学校の指定する駐輪場以外に自転車をとめてはいけない。
- ⑰ ヘッドホン（イヤホン）をしての運転はしてはいけない。

〈保護者の方へ〉

育友会では、生徒たちの万一の加害事故（自転車事故含む）に備えて、対人・対物合算して上限1億円まで対応可能な保険に一括で加入しております。しかしながら、近年、それをも上回る高額な賠償請求が発生する加害事故事例も見られます。被害事故や盗難も含めて、ご家庭ごと必要に応じて、任意の保険加入もご検討ください。